

総務大臣 村上 誠一郎 殿

屋久島町長 荒木 耕治

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 2 項に基づく報告書

鹿児島県屋久島町は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第 2 項の規定により、報告します。

記

第 1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 資金不足比率	当該年度の前年度 (令和 5 年度)	当該年度 (令和 6 年度)	当該年度の翌年度 (令和 7 年度)
資金不足比率 (屋久島町船舶事業特別会計)	—	137.4	—

備考

- 1 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 2 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第 2 令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当すると判断した理由

屋久島町船舶事業は、国庫補助対象航路であり、国と県から欠損額の全額を補填する補助金（国：離島航路運営費等補助金，県：離島補助航路補助金）を受けており、当該補助金の交付時期は、国と県で年度間の違いが生じている（国：当期交付（例年 3 月）、県：翌期交付（例年 4 月））。

令和 6 年度決算では、この年度間の違いによる収支不足を見込んでいなかったため、決算処理上、一時的に資金不足が生じたが、県の補助金が令和 7 年 4 月に交付されたことにより、資金不足は解消されたところである。

令和 7 年度決算においては、一時的な資金不足が生じないように、一般会計からの繰入事務（他会計補助金）を適切に行うことで、資金不足比率が経営健全化基準未滿となる見込みであると判断し、経営健全化計画を定めないこととする。